

令和 7 年度消費者啓発広報事業業務委託仕様書

（目的）

第 1 消費者トラブルの事例や相談先等について啓発・広報を行うことで、消費者の自立を促し、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害にあった場合でも適切に対処できるようにする。

（業務実施の形態）

第 2 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者と共同で企画し、委託者の助言を得て実施するものとする。

（委託業務の内容）

第 3 業務内容は、次に掲げるものとする。

(1) ラジオ素材制作

- ① 内 容 食品ロス削減推進のため、ラジオスポット放送で使用する素材
- ② 種 類 1 種類

(2) ラジオスポット放送（主に高齢者向け）

- ① 内 容 高齢者層を対象に、消費者トラブル事例や相談先についてラジオ CM で啓発
期 間 10 月・12 月のうち、年金支給日を含む週を中心に放送
素 材 室から貸与する
- ② 内 容 食品ロス削減のための効果的な取組事例等の情報をラジオ CM で啓発
期 間 食品ロス削減月間である 10 月に集中して放送
素 材 上記(1)で作成した素材を使用

※ 放送本数は、①、②併せて 60 本以上とする。

(3) 動画制作（主に若者向け）

- ① 内 容 消費者トラブル事例や相談先について周知啓発するために YouTube, Instagram で使用できる縦長動画。
- ② 種 類 1 種類

(4) Web 広告（主に若者向け）

- ① 掲載期間 令和 7 年 10 月から 12 月までのうち 1 ヶ月以上

② 媒 体 YouTube

③ 放送素材 (3)で制作されたものの使用を必須とし、当室から貸与する素材の使用も可

(5) 自由提案

上記(1)～(4)のほか、上記 1 の目的を達成するための提案
高齢者及び若年者向けの広告やグッズの作成等

(留意点)

第 4 留意点は下記のとおりとする。

- (1) 前項各号の内容は第三者の著作権及び肖像権を侵害しないものであること。
さらに、第 1 号及び第 3 号の内容は、放送法及び日本民間放送連盟放送基準に反しないものであること。
- (2) 鹿児島県シンボルマークを表示すること。
- (3) 著作権その他の権利は原則として県に帰属し、再利用を妨げないこと。
- (4) 前項第 1 号及び第 3 号の放送用素材の令和 7 年度以降の使用については、放送料を除く新たな費用負担や契約締結を要さないものであること。
- (5) 業務委託を契約した際の業務委託料の額は、成果物の発送料、交通費等、本業務に係る一切の経費を含むものとする。

(協議)

第 5 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者・受託者両者が協議して定めるものとする。

(業務の終了)

第 6 受託者は、上記業務を令和 8 年 1 月 30 日までに終了すること。